

## 令和3年度 技能競技大会等への参加者支援要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、山形県職業能力開発協会長（以下「協会長」）が、第59回技能五輪全国大会、および第16回若年者ものづくり競技大会（以下、「技能競技大会等」という）に参加する山形県選手等に対し参加経費の一部を支援することについて必要な事項を定める。

### (支援対象者)

第2条 この支援は、厚生労働省の委託事業「若年技能者人材育成等支援事業」によるものであり、対象は中小企業や教育機関に所属し技能競技大会等に参加する選手および指導者（選手1名につき1名以内）とする。

### (支援の範囲)

第3条 支援の範囲は、技能競技大会等に参加する選手および指導者の旅費と選手の使用する工具等運搬費とし、当協会が確保した予算内での支援を行う。

- 1 旅行期間は、会場下見から閉会式までの参加に必要最小限の日程とする。
- 2 旅行は原則としてパック商品を利用することとし、実費を支給する。また、航空機を利用する場合も同様とする。その他、山形県職業能力開発協会の職員旅費規定に準じる。
- 3 工具等運搬費は工具等の競技会場まで運搬費（往復）の実費とし、機械等の大型の機材は含まない。高額（総額が30,000円以上）になる場合は別途協議して金額を決定する。

### (支給方法)

第4条 支援金の支給方法は以下のとおりとする

- 1 旅費の支援を受ける者は、支援金交付申請書（様式1）に交通費と宿泊費の内訳が分かる書類を添えて、遅くとも技能競技大会等が開催される2週間前までに協会長に申請すること。
- 2 協会長は申請内容を精査して支援額を確定し、交付通知書（様式2）により支援金の通知をするとともに指定された金融機関の口座に振り込む。支援金を受けた者は、競技大会等終了後、事業完了報告書（様式3）に宿泊証明書（様式5）を添えて協会長に報告を行う。
- 3 支援の決定を受けた者で申請内容の変更が生じた場合は、支援金交付変更申請書（様式1-2）により協会長に変更申請をしなければならない。
- 4 工具等運搬費については、競技大会等終了後、工具等運搬費請求書（様式4）により速やかに請求するものとし、協会長は請求内容を精査して支援額を確定し、交付通知書（様式2-2）により支援金の通知をするとともに指定された金融機関の口座に振り込む。
- 5 旅費および工具等運搬費について、本人以外の口座に振り込みを希望する場合は委任状（様式6）を添付すること。

### (その他)

第5条 この要領に定めのないものは、協会長が別に定めるものとする。

附則 この要領は、令和3年6月1日から施行する。

## 令和3年度 技能競技大会等参加者支援のご案内

### 1 趣旨

技能競技大会等に参加する山形県選手等に対し、参加経費の一部を助成します。

### 2 支援の範囲

技能競技大会等に参加する選手と指導者の旅費、および工具等運搬費です。

### 3 手続き（網掛けは開発協会の対応を示す）。

手順	内容	様式	作成者	確認欄
1	助成対象者は、交付申請書を提出 請求者と口座名義人が異なる場合は委任状を添付	様式 1	申請者	
2	申請内容を精査し、申請者に交付通知書を送付 交付通知書の額を指定の口座に振り込む	様式 2	開発協会	
3	技能競技大会参加			
4	申請内容に変更がない場合 → 事業完了報告書と宿泊証明書を提出	様式 3 様式 5	申請者	
	申請内容に変更がある場合 → 交付変更申請書、宿泊証明書、事業完了報告書を提出	様式 1-2 様式 5		
5	工具等運搬費請求書を提出する	様式 4	申請者	
6	・ 交付(変更)申請に対応する交付通知書を送付 ・ 5 の請求書を精査し、交付通知書を通知する	様式 2 様式 2-2	開発協会	
7	返還金がある場合は速やかに返金		申請者	
8	工具等運搬費を振り込む		開発協会	

### 様式の内訳

様式	様式名称
様式 1	交付申請書
様式 1-2	交付変更申請書
様式 2	交付通知書(旅費)
様式 2-2	交付通知書(工具等運搬費)

様式	様式名称
様式 3	事業完了報告書
様式 4	工具等運搬費請求書
様式 5	宿泊証明書
様式 6	委任状

※ 日程変更などにより返還金が発生した場合には、速やかに下記口座に返金してください。

#### 【返却口座】

銀行 支店	山形銀行 南館支店
口座番号	普通預金 406058
口座名	ヤマガタケンシヨクギョウノウリヨクカイハツキョウカイ